初學商業書

三原國一郎著

前編

30a
670
明21

30183

教科書文庫

3
670
31-1888
20000
87023

M21
1888

宣科資

80
670
B821

三原國一郎著

初學商業書

前編

文部省檢定濟小學校教科用書

廣島大學
87023

初學商業書

緒言

一國ノ幸福ハ其國民ノ富實ト教育ト其度ヲ同クシ相進テ相戾ラサルニ在リ我國當局者ニ在テモ近來大ニ此ニ著目スル所アルカ如ク商工農ノ專門學校各地ニ起リ頃日發布ノ學令ニ於テモ中學小學共ニ土地ノ狀況ニ依リ特ニ農商ノ學科ヲ置クヲ得セシムルヿトナレリ教育ノ一大進步ト謂ハサルヲ得ス今後ハ著譯ノ良書

續々梓ニ上ルヘク又既刊ノ著譯書モ乏カラサレハ敢テ我輩ノ拙著ヲ待タサルヿナレモ土地ノ狀況モアラン卷冊ノ多少モアラン此等ハ固ヨリ當局者ノ採擇ニ在ルヿニシテ我輩ノ故ニ辭讓ヲ要セサルヿナレハ只自己ノ商家小學子弟ニ少補アラント思考スル數件ヲ撮錄シテ之ヲ上版シ以テ當局者ノ參考ニ供スルノミ看者之ヲ咎ムルナクンハ幸甚

明治十九年八月　著者識

初學商業書前編

三原國一郎 著

第一章

通商貿易ハ如何ナル業務ノ〇通商貿易ノ起ル所以ハ如何〇大商小商及仲買商人ノ別ヲ示セ

通商貿易ハ各國各人の間ふ於て互ふ有無を交換もるの業務なり凡人の情たる自已の勤勞ふ依て製產一たる物品のみふて滿足するものふあらず必ず我有餘の一部を取て他の一部と交換ーふて其情意を滿さざるべからず卽農々米穀蔬菜を賣て之と衣服什器ふ易へ工い其製

品を以て之を穀菜魚肉ホ易へ以て其需用ホ給せんとまるハ獨文明の民のみならず未開の蠻民と雖も亦免るべからざるの常情ホり國と國との貿易も亦然り日本の製茶ハ歐米人の飲料となり歐米の金巾ハ日本人の服となるも皆此理ホ外ならず是通商貿易の起らざるべからざる所以ホーて通商貿易ハ自他兩價の業務ホり何となもバ假令同價格の物品を交換するも其物品の價益ハ雙方互ホ遙に勝るものホれバなり是を以て人類交際の道愈進歩もれバ貿易の

業亦隨て進歩し遂ホ甲乙の間ホ立て交換の業務を專務ともるものホるホ至もり之を商人と以ふ然るホ此商人中尚交換の價と勤勞の費を省くが爲ホ交換の事業を分つものホて卽各製産者より多量の物品を買入れ之を賣捌く者を大商卽卸賣商と云ひ此大商より少量の物品を買入れ直ホ需用者ホ販賣もる者を小賣商人と云ふ而ーて製造家と卸賣商人の間又ハ卸賣商人と小賣商人の間ホ立て媒介を爲も者ホり之を仲買商人といふ

第二章

右の如く貿易ハ自然の人情ヨリして各人教へざるも皆此情願を果さんと欲するの意ヨリるハ勿論かれども需用者直ヨリ我有餘の物件又ハ貨幣を以て他の交換を欲する製産者を求め就て之と換へんとするときハ容易ヨリ其人を得べからず其間費も所の時日と勤勞ハ之を商人の口錢と加算したる物品を購買するヨリ比すれバ遥ヨリ損するものハらん例へバ茲ヨリ造靴者ヨリり絹布を需用するとき數里又々數十里外の産地ヨリ就

卸賣商小賣商及仲買商人等ノ必要トスルノ理ハ如何

き之を購買するときハ其往返ヨリ費す所の勞費果して幾許ぞや固より商人ハ其煩勞の報酬と危險運搬の失費と品物ヨリ加へて之を販賣するが故ヨリ需用者直ヨリ産者ヨリ就て之を購求するヨリ比すれバ其價不廉ならざると得きと雖も其要費ハ賣買兩主何れより辨ずるも到底免るべからざるの賠償ならるのみならず之を商賈ヨリ委托するときハ却て空費を節減するの益ヨリり而して産者ハ間斷なく其業を勵み製品を括束して之を商人ヨリ卸し商人ハ其製品を收集して之を

肆店ニ排列ー消費者の需用ニ供もるときハ需給者共ニ運費時日を空費することなく隨て多量の品物を製出し得るゲ故ニ其價却て低廉ニ歸するハ自然の勢なり卸商人の間ニ大卸賣小(小賣)の別を生じおほ仲買を業とするものあるニ至るハ皆此理ニ外ならざるあり尤消費者直ニ産者ニ就て購買もるの例なきニあらずと雖も是時と場所とニ依り産者の便宜ニ依て其製品の一部又ハ一物を賣るの例のみ決ーて各地各國の間ニ通商を爲すの通則といふべからざるなり

通商貿易ノ効益ヲ擧ケヨ

第三章

貿易ハ自然ニ發もるの人情ニして此希望を達もるの便宜を助くるニハ所謂商人なる者なかるべからざるハ既ニ前章ニ叙述したる處なれども尚其効益を論ずれハ貿易ハ獨人の利便を達もるのみならず智識を開發ー文明を進捗もるの要具と云もざるを得ず何となれバ文學技藝等と誘導して新ニ知見を開き蒸氣船車を通じて往來交通の便を廣め其他道路の開鑿郵便

の設置電線の架設等往來通信の道を滑らかし知識擴充の途を開くハ皆貿易繁盛の効ふ依らざるハなし況や新奇ふして便宜の機械を見ても摸倣工夫の念を起し珍奇の品ふ遇へバ之を愛翫して之を得んと欲し隨て之と交換すべき製品を作らんグ爲ふハ勉強の力を倍加せざるを得ず是皆一國の富源を開き開明を導くの根源あり我國ふ於ても夙ふ外國貿易を開き出入價額月ふ進み年ふ增し制度文物彬々として改良し民智の開進亦昔日の比ふあらず貿易の文

庸商ノ心得違ヒ説ケ○物價ノ騰不騰ハ何ニ起因スルヤ○商人ノ勉強スヘキ箇條ノ概略ヲ擧ケヨ

化を助くる其功亦偉かりといふべし

第四章

商業ハ活物なれバ此業を營み此業の繁榮を求むること固より才智機敏を要し決して容易の事ふあらずと雖も第一勉強の一義ハ商家ふ於て最も注意を加へざるべからず庸商ハ店頭ふ坐して商品を看護すれバ稗史を讀むも碁を圍むも來客ふ接し盜難の患を防げバ其職分を盡せりとせるものあるべきも是大なる誤なり何となれバ商品仕入の巧拙ハ主として其人の勉不

勉ふ依るとふり而して商品の廉不廉ハ仕入の巧拙ふ依るものなれぞ斯る懶惰の有様を見て誰ゝ爭ふて店頭ふ入るものゞらんや故ふ商人なるものハ務めて閑暇を人ふ示さぞ室内ふ掃除し商品を整列もるハ勿論寧ゞ商品の分量を再改し寸尺を再驗もるも徒坐安居せざるとと肝要なり況や商人たる者ゝ日々の賣買ハ勿論貸借の差引仲間の取引等出入損益の精算を怠らぞ又ゝ内外各地の相場報告を得意先ふ送告もる等少しも注意勞働を怠らざるときハ各地の物産茲ふ集り四方の顧客續て至り商業の繁盛期して待つべし

破産ノ原因ハ何ニ由ルヤ○主人ノ心掛クヘキコトハ如何○老商ノ説ヲ示セ○節儉ト吝嗇トハ如何ナル區別アリヤ

第五章

儉約ゝ商家ふ於て殊ふ大切ふる要義なり商家ふハ資本なければ其業を營む能ゑず而して其資本ゝ前日の勤勞の結果を節約して儲蓄したるものふれぞなり蓋人一擲千金の驕奢たるを知りておもを慎むも細々費もの徒費さるを悟らざるとを知らぞ識らず破産の慘狀ふ陷るものの少なからず試ふ想ハ今日消費したる壹圓ゝ

五年ふハ貳圓とゝり十年ふハ四圓となるものふゝらぢや況や此々壹圓貳圓なり大金ふあらぢとて細々屢費すふ於てをや數年若くハ數十年の後ふ至り細々これと積むと細々ふれと費すと啻ふ霄壤の差ゝるのみあらバ一家浮沈の分るゝ境域ゝりと知るべし是ふ由て考れバ主人の浪費ハ一家の浪費とゝり遂ふ婢僕ふ及ぶものなれバ一家の主たるものゝ務めて情欲を制し只管勉强節約を主とせざるべからず或老商の説ふ豫め各月の常費を定め置き節約して剩餘を生ぜもバ其殘金を各人ふ配與もるの法を立てたれバ頗省費の功を奏したりといふ多く婢僕を養へる家ふ於てハ此言頗味ゝるがことし節儉ハ人の美德なれども吝嗇を亦尤も人の厭ふべき惡德ゝれバ與ふべきを與へて人を損せぢ節すべハ節して倍商業資本を増殖すること成務めざるべからず

第六章

信實を勤儉ふ竝びて大切ふる德義なり總て約束の時日刻限を違へぢ又詐僞譎誑の所業ふく

信實ノ必用ナル所以ヲ説ケ○甲乙利潤ノ異ナル例ヲ示セ○我國

從來ノ弊習ハ如何

專ら誠實を主とするとたい顧客日ふ多く資本月ふ饒ふして商業の擴張期して待つべし何となれば買客ふ向て物の品位を欺らず寸尺重量を詐らず又過當の高利を貪らざるときい賣品の一物ふ付てい其利薄きも買客の好意を博して多々之を賣れば其利潤隨て多からざると得む卽一日ふ十を賣て貳圓を得ると百を賣て拾圓を得るとい一物ふ付てい甲々二乙い一の利潤を得るの割合ふれども一日賣高の合計々乙い甲ふ五倍の利潤を得るも割合なり況や人ふ

信用を得るときい何時ふても所用の金額を他人ふ借受け商機を誤らざるを得るのみふらむ人の信用厚きとたい我らり拂渡もべき金ふるも其人ふ所用なき間い之を其儘ふ差置を催促せらるゝふとふるべし然るときい其間ふ得る所の利息々全く我らり求めずして得たる利潤なり信用の大切ふる以て知るべし然るふ我國從來の弊習として動もれば物の品位を偽り重量を盜み取引ふ約束を違ふる等眼前の小利ふ迷ふて他年の大計を誤るもの少からざる

い誠ふ歎ぎへきことふらぎや開明の今日ふ當り商人たるもの亦深く省みて從來の弊習を破り仲間の取引ふ約束を違へぎ顧客ふ接もるふ誠實を以てし苟も信用を失ハざらんこと戊務むべきなり

愛敬トハ如何ナルモノソ其例證ヲ舉ケヨ

第七章

商人ふ愛敬の大切ふるい多辯を要せざることふぎども其大切なるふ似ぎ却て此一事を等閑ふするもの多きを大なる心得違なり愛敬とい只低頭虛辯以て客を誑ゥもの謂ふ所ふらず卽顧客を親切ふし大切ふ取扱ふことふして譬バ客の所好を察一品二品ふて其意ふ滿たざれぎ幾品ふても其所望を達ぎべき手數を盡し客尚其望ふ滿をざるも決て不平の色を顯ぎぎふとふく而して後日の好意を買ぎざるべからず旦朝ハ早起して客の來訪ふ差支ふきを務め又決して店を空くもることふく客來ぎバ款待し客去れバ謝意を述べ又得意の注文ふれバ時ふ應て往き顧客の好意を失ハざらんことを務むべしふぎを愛敬といいふなり愛敬ハ自己の

謹慎と人に愛慕せらるゝ所以にして信用を得るの基本なり必ず注意を怠るべからざるなり

第八章

開店ノ際注意スヘキコトハ如何其例ヲ示セ○屢移住スルノ利害如何○小賣人ノ尤モ注意スヘキ要點ヲ示セ

開業の際店舗を開らんとするに當り田舍よりも都市陋巷よりも通衢を撰ぶハ人皆おもを知れども商賣の種類に從て場所の適否とトまるゑ動もすれバ等閑に附するものあきにいらず是最も注意すべきことなり總て物にハ表裏ありて大小あるもろ〳〵にして譬バ呉服小間物商を往來繁き表家に住む方買客を引くに便なれども酒樓茶舗の如きハ閑雅にして眺望の可なる所を最ともづし之に反して新屋々街市の石室に住み銀行ハ横坊の草屋に住まるときハ何をも損失たるを免もざるべし尚商賣柄に依てハ間口狹くして奥の深きを善とし或ハ奥の淺くして間口の廣きを善とするものらん場所と家屋の適否ハ商賣上に於て甚だ大切なること〳〵知るべし故に開店の際に當りてハ務めて此に注意〳〵一旦開店の上ハ再び移住せざるの覺悟を爲さざるべからず若し此注意を怠りて屢移住

もるときハ獨商品の損破と運送の雜費とを損するのみならず折角ハ一旦得たる顧客をも失ふて再び得る能はざるハ至るべし特ハ小賣商人ハ在てハ顧客の好意と買ふハ實ハ多年の辛苦を要するものなるゆ故ハ他人の店を借りて開業する者ハ能く適當の場所を認めたる上ハ堅く永借の約定を結び證書を取換せ置くこと大切なり一旦得たる顧客を失ふハ恰も金銀を水火ハ投ずるハ異ならず必ず姑息の所置ハ出づることなかれ

第九章

酒掃ノ注意不注意ニ依テハ商賣上如何ナル結果アリヤ○主人ノ務ムヘキハ如何○商品ノ陳列ハ如何ニスルヲ可トスルヤ

既ハ前章ハ示したるゆ如く商家ハ於て閑暇を人ハ示すハ人ハ懶惰を自告するものハして大ハ信用を害するものなり況や商品ハ塵ハ汚さを店前ハ芥の山を爲すハ自家の不繁昌を晒して客止の標札を掲ぐるハ異ならず此の如きものハ遠からずして閉店の不幸ハ遇ふことハるべし故ハ商家の主人たるものハ婢僕ハ先ちて起き早く戸を開きて商品を整列し丁稚の油斷を許さずして酒掃を務むべし總て紳士貴女ハ

どい別して塵埃惡路等を嫌ふものあれバ溝ふ惡水ハれバこれを疏通して其臭と去り途ふ凹凸ハれむ削りて之と平らふし風候ふい水と洒ぎて塵埃と淨むべし又商品の陳列ふも自ら巧拙あるものふして先賣れのよくして人の注目と惹くべき品と店前ふ並ぶべし是皆些細あることの如くなれども顧客と引くに好方便ふして永年の大計とハふべし右の道理ふ同く獨自家の店前のみならも道路の修繕橋梁の架設等苟も往來と便もるを直接間接の差ハるのみ皆自家の益ならざるハふし斯る事ふ資金と投ずるを獨儉約の大義ふ戻らざるのみならず貨殖の本源ふありと知るべし

自家ノ誠實ヲ外ニ公布スルノ方法ハ如何○西洋諸國ニ於テ廣告ヲ仮類スルモノノ景況ハ如何○我國ニ於テ新聞雜誌ニ廣告スルモノハ如何ナル種類ソ○新聞雜誌ニ廣告スル利益ノ廣ク及フ所

第十章

既ふ前章ふ述へたるがごとく誠實ふして人と欺らず又顧客の取扱と粗略ふせずして以て好意と買ふを内の德義なれども又兼て自家の誠實を外ふ公布して廣く新客と引くの商略なかるべからず其方法ハ種々ハらんと雖も第一新紙と假りて自家の商品及賣價等と時々ふ廣告

以ヲ説明セヨ

して自家の誠實繁盛と示し又其誠實と實行するに如くはなし西洋諸國に於ては新聞雜誌の數も多く或々物價及廣告文のみを掲載刷行するものゝりと雖も隨て商業も盛んにして依賴人も亦多きを以て急速を要する廣告文は豫め申込むゝ又は通常廣告料の外に尚格外の割增を拂ふ程のことゝなりと聞く我國に於ても近年漸く廣告の商業に利する所ゝるを知りて雜誌に新聞に廣告するもの少からぎど雖も是多くは著書賣藥の類ゝ又は轉居賣家等の類にして

其他の賣品に至りては僅々指を屈するに過ぎぎど是畢竟昔時に在りて商業の區域一地方に止りて招牌のみを以て事足りし往時の舊習を脱する能はざるに依るのみ今や海に氣船ゝり陸に馬車鐵道ゝり交通運輸の便亦昔日の比にあらざれば商工たるものは成るべく速に自家商品の精巧と廉價信實を廣く表示して販路の擴張を謀るべき本人の利益といふべけれ苟も商品の精巧と廉價の信用を得るときは近隣の地方若くは内國は勿論遠く販路を外國に開くこ

とゐり商品の販路茲ゐ廣まれば本人の利潤々勿論職工其他運貨人仲買人等も各應分の利益を得て土地の繁盛と來たること難からず卽已を利し兼て人を利するものなれば開明の今日ゐ當り徒ゐ舊習を守り安坐客と欺きて小利を貪るの弊ゐ泥むべからざるなり

封建時代餘習ノ爲メ商家子弟ノ有樣ハ如何○商人ノ主トシテ學ブベキモノハ何カ○商業學校ハ何レニ設立アルヤ○西洋商業學校ノ創始ハ如何

第十一章

前章ゐ述べたる如く商業い實に社會ゐ大切なる業務ゐして諸業の冠首たるべきものなれども封建時代甚しく商人を擯斥し隨て商人社會も亦卑屈ゐ安じたるれ餘弊い容易ゐ其習慣を脱する能わずして商家の子弟い相應の資產ゐあるものと雖も僅ゐ十歲を過ぐれば商人必須の學藝とば授けずして只僅ゐ日用普通の算筆乃みを授け甚しきい其日用普通の算筆とも授けずして商業見習として他家ゐ奉公せしむるを普通の常とせり文物日進の今日豈此の舊習ゐ安じて可からんや算筆の缺くべからざるい勿論なれども書を讀まざれば物の理ゐ暗く西洋記簿を學ばざれば勘定の錯誤を免れ難し殊ゐ外

人と取引をるものハ固より假令直接の取引々なくとも豫め前途の商賣を慮るものハ外國語學と學ぶこと肝要なり其他商法律經濟學等必須の學科固より多し近時ハ東京神戸を始とし横濱大坂長崎等續々商業學校を設立し商人必須の學科を教授をることなるもバ苟も學資を補給をるハ差支なき商家い早く子弟を入學せしむるこゝを得策ならん西洋諸國ハ於ても數十年前まで商業學校の設けなく僅ハ普通科を卒もバ直ハ實地を見習ひしむるハと殆ど我國のごとくなりしも近年ハ至りて實地見習ハ從事せしむるよりも商業學校の教育を受け然る後實地ハ從事せしむるの捷徑なるを悟り今日同校の盛なるを視るハ至まりといふ

第十二章

往古未開の世ハい物品貿易とて物と物とを交換をるの風なりしゞ故ハ其不便擧げて謂ふべからず譬バ甲々家釀の殘餘あり乙い魚肉の餘剩ゐるとき甲い乙の魚肉と交換を欲をるも乙其釀酒の希望ハきとゞい交換其間ハ行えるべ

物品貿易トハ如何其例ヲ示セ又其不便ナル所以ヲ說明セヨ○物品貿易ノ不便ヨリ隨テ如何ナル希望ヲ起セシヤ○鑾國ノ貨幣ノ便否ハ如何○文明諸國ノ通用ス

ル貨幣ハ如何○紙幣ノ効用ヲ示セ

らず遂ふ許多の煩勞と時日を費して丙丁戊ふ至り魚肉を以て釀酒ふ換ゆるを望むの人を搜索せざると得ざ而して偶之を搜索し得るも酒の一樽と魚の幾尾と其價値相當るを判斷もるハ甚ず難きことあるべし是ふ於てハ衆人一般の希望ふ適して何品ふても隨意ふ交換し得べき品物を所有せんと欲もるふ至り此目的ふ依て蠻國ふ於てハ畜類米穀又ハ獸皮砂糖等を以て貨幣と爲しをるものなれども畜類を以て魚を買ふときハ魚の需用多きを要せざるも必ず一頭の牛羊ふ値る多量の魚を買ハざるべからず獸皮穀類ふ於ける亦然り其不便殆ど物品交換ふ異ならぬ然るふ獨貨幣の用ふ適もるものハ金銀ふ有り金銀貨ハ第一運搬携帶ふ便なり第二穀物の豊凶畜類の死生の如く其變化極りなきふ類せず其採掘困難ふして其量亦限りあると以て其價額ふ急劇の變動を生ぜず第三其質堅實其色美麗ふして贋造を防ぎ易きのみならず之を細分もるも亦鎔解して一塊と爲もも其量毫も減損することなく隨て價格を失

ふことなし是金銀貨幣の普く文明諸國ふ通用
もる所以なり○紙幣ハ運送携帯の便を謀り貨
幣代用のたゑまれを發行もるものなり故ふ紙
幣の發行高ハ政府ふ於て何時ふても貨幣を以
て兌換ー得べき度ふ止り貨幣と平價を保たし
めざるべからず苟も紙幣の發行其度を過ぎて
貨幣と平價を保たざるとたハ賣買貸借上忽ち
錯亂を來し標準を失ふ至るべし我國ふても
一時金紙の間ふ多分の差を生じたれども明治
十九年一月ゝりハ漸次銀貨ふ交換もるの美制

三器トハ何ソ○三器ハ何レニナ製作費買スルモ差支ナキヤ○西洋形ノ權衡ニ我國ノ量目ヲ割重スキハ如何ナル手續アリヤ

と立てられ金紙の間ふ差價なきふ至りたるハ
吾人の幸福といふべきふあり

第十三章

度ハ物の長短を知り量ハ物の多少を知り衡ハ
輕重を知るの具ふーてこれと三器といふ此三
ハ論を俟たまと雖も我國の三器ハ從來粗糙ふ
ーて奸策を施ー易きを以て動ももバ詐欺の
弊習を免れまを是を以て我政府ハ夙ふ度量衡規
則を發布し三器の製作と定め賣捌所を限り官

の檢印を捺したるものを除く外一切商業上に使用をることを禁ぜらる尺度秤量等の目を盛り直し枡の緣鐵弦鐵を打替へ斗概を修覆をるも必ず製作所に限り秤量の緒紐を附け替ふるも亦製作所或い賣捌所に到りてこれを委托し尚西洋形權衡に我國の量目を割り直したるときも亦必ず大藏省の極印を受くべきことに制定せられたり爾來奸商猾賈も其術を施もふ所なく頗る公平を得るに至れり是固より當然の理なるのみならず信誼を主とする商業上に於て欺騙の術を施もい到底自家の信用を破り損亡を招くの階梯なれば苟も規則を犯して詐譎いるべからざるい勿論殊に正直を主とすべきあり

第十四章

右の外外國三器中主る記憶を要をべきものに米金の弗ハ我國ノ何程ニ當ルヤ并ニ仙ヲ問フ○磅ハ何國ノ金ニシテ我何程ニ相當スルヤ志ハ如何所セテ片ヲ問フ○佛金清金ハ各如何○英尺佛尺ノ名稱ヲホセり卽米金の弗々我銀貨の一圓に當り弗の百分の一を仙と云ふ卽凡我壹錢なり英金の磅い凡我銀貨五圓に當り其二十分の一を志といひ志十二分の一を片といふ又佛金の法い凡我二十

○物差担封度ハ各何國ノ斤量ニシテ我國ノ何程ニ相當スルヤ

錢ふして法百分の一を參といふ而して清金の兩は凡我銀貨壹圓五十錢ふ同く其十分の一を錢といひ錢の十分一を分分の十分一を厘といふ○英尺の碼は凡我三尺强ふ當り其三分の一を尺といひ尺の十二分の一を因といふ卽我八分強ふり而して佛尺の命は我三尺三寸ふ當る○英量の物は凡我二斗ふして佛量の基は凡我二百六十八夊清量の担は我十六貫目強卽百斤餘ふ當る英斤の封度は我百二十夊强噸は二百七十貫目餘ふ當るなり

組合規約ノ公約ノカナキハ何ニ依ルヤ○同業組合ヲ設ケントスルモノハ如何ナル手續ニ從フヘキヤ○又二府縣以上聯合シテ組合ヲ設クルキハ如何

第十五章

凡營業上の福利を增進せんとするふは同業組合を結び堅く規約を立て其弊害を矯正し信用を固くすることを務めざるべからず近年ふ至り此目的を以て組合規約を設くるものありと雖も其規約は徒ふ私約ふ止り公約の力ふきを以て多くは効力を永遠ふ保持する能はざ爲ふ徒法ふ屬するの憾少からざりしが政府は此に察する所ありて同業組合準則を定め其方法を示されたり卽同業者或は營業上利害を共ふも

る者組合と設けんとするときハ適宜ふ地區を定め其地區内同業者四分の三以上の同意と以て規約と作り業名及組合の名稱より目的方法及費用の徴收并賦課法違約者處分の方法等を定め管轄廳の認可を請ふべき筈なり而して組合の地區内ふ於て組合員と同業を營むもの若ハ其事業の規模及趣向と異ふもるゞ為め加盟し難きゝ或ハ加盟と拒むべき事情ゐるときハ更ふ管轄廳ふ申出て其認定と請ハざるべからず且又二府縣以上聯合會と設け規約と作るときハ開會地管轄廳と經由して農商務省の認可を請ふべきことふして深く民業ふ干渉せず只改良ふ意ゐる者と誘ふて其志と達もることを得せしめんとの趣意なもバ其民業ふ於て便益を與ふる頗大なりといふべし尚又茶業及蠶絲業組合準則等ゐり能く〻熟讀して組合規約の標準と知り矯弊改良ふ注念もべきなり

保險トハ如何○保險ノ種類ヲ說明セヨ○保險ノ洪益ヲ畧說セヨ

第十六章

保險とハ危險請負の謂ふして人苟も生命財産の安全と求めんともるふと決して缺くべから

ざるものなり抑人の世ニ在る決して危險と避くる能そ人生五十年といへ古來人間の常壽といふと雖も天候地氣の變化千種病毒の傳染等他の感觸ニ遇ふて夭折ニ至るもの多りこれと生命の危險といふ誤て火を失ひ又ハ近火の類燒ニ遇ふこそを火災の危險といふ其他海ニ航して風波の難多るこれを船舶の危險といむ荷物の沈沒そるこれを荷物の危險といふ而して此等の危險を避んが爲め平時各幾分の掛金を拂ハしめ其危險を保償そるこれを保險といふ

あり蓋一家又ハ一商社ニして右等の危難を受くるときハ一朝ニして幾多の損害を蒙り甚しきハ破産の不幸を招くニ至るべし然るニ今保險の法を設けこそを數千又ハ數萬の人員ニて分擔そるとなハ其損害數千又ハ數萬分の一ニ過ぎそして人これが爲めニ進取の氣概を沮喪そるニ足らずして貧困零落ニ陷るものニなるべし苟も商業の堅固を謀り子孫の後途を慮るものハ必そ保險の事を忽ニそべからず

第十七章

保險會社ニテ危險ヲ受負フ仕組ノ大要ハ如何

保險の大切なるは前章ふ示したれば今此ふ其方法の大旨を説くべし抑天災の事ハ何の時ふ來るや又何人の上ふ起るべきや測知もべからぎと雖もこれを數十百年又ハ數千萬人の上に就て統計をるときハ其平均乃概數を得る決して至難の事ふあらぎ火難の如き何の都府何の村邑ふハ凡幾年幾回の類燒あるゝ錬化石室と茅舍を比較をるときハ其割合何ゞ多きかを算するときハ則其概數を得べし又海難の如き屢沈没破損の不幸ふ遇ふあり又全く其難を被らざるものありと雖もおれを多年ふ平均をゝバ其線路の航海ハ年々幾艘の難破あり其線路の航海ハ何艘を沈没をるとの概數を知るべし人命ふ於けるも亦然り長壽を保つものあり夭折をるものありと雖もおれを多年多人ふ平均するときハ人壽の平均數を知る決して難きふあらぎ而して其得たる概數の災難ハ決して免るべからざるものと臆定せざるを得ぎ今假りふ百艘の内毎年一艘の難破あり千戸の内十戸の燒失あり萬人ふ百人の死亡ありとするときハ

船舶の堅脆大小と家屋の新古廣狹と人體の長幼强弱等を鑑査し其危險ふ相當する金高とその手數料とを數年の間ふ各被保人より請取り其掛金の多少ふ割り合ひ危險を請負ふの仕組なり其火災を請負ふものこれを火災保險とゝひ海難を請負ふものこれを海上保險といひ生命ふ係るものを生命保險といふ我國ふ於ても近年海上保險會社生命保險會社等の設立ありて爾來被保人日ふ其多きを加ふるふ至りといふ

利子ハ如何○狡猾者流ノ害ハ如何○契約上ノ利息ト法律上ノ利息トノ別ヲ示セ○右利息ノ割合ヲ示セ○返還期限ヲ違ヘタルトキ償金違約金等ノ約束處分ハ如何

第十八章

利子とゝ負債主より債主ふ對し借用したる資本ふ酬ゆるものふして其割合の高低々時の場合と貸借雙方の約束次第ふ任ずべきゝ勿論のことふれども世ふ高利貸と稱ふる狡猾者流の如きゝ動もれば無知の愚民を誑ひて不當の高利を貪らんとしこれが爲め紛紜を釀して訴訟となり又ゝ約束の不充分なるより怨を呑みおのゝ不當の高利を拂ひ寃を被むるもの少からず我政府ふ於てゝ此弊を救ふんが爲免利息の

制限を定められたる其法に依れば契約上の利息と法律上の利息に分てり契約上の利息とは人民相互の契約を以て定め得べき所の利息にして其利息は元金百圓以下は一箇年百分の二十即年二割百圓以上千圓以下は百分の十五即年一割五分千圓以上は百分の十二即年一割二分以下なれば互の約束を以て適宜取定め得れども若し此定限を超ゆるときは其過剰の分は裁判上無効のものとなり各其制限まで に引直さるゝなり法律上の利息とは人民相互の約束を以て利息の高を定めざるとき裁判所より言渡す所のものにして元金の多少に拘らず百分の六即六分の利息なりとす又返還期日を違ふときは負債人より債主に對し償金違約金等を差入るゝなど約束を結ぶことなれども裁判上に於ては概して損害の補償と看做し債主に於て事實受けたる損害の補償に過當なりと認るときは裁判官に於て相當の減少を申付ることゝいなるより民度の進まざる今日に當りては必要の保護といふべし

銀行ハ如何ナル業務ヲ取扱フモノナルヤ○銀行ノ効益ハ如何○土地家屋物品等ヲ抵當トシテ貸附スルハ正當ノ業務ナルヤ○國立銀行貸附ノ金額ハ一口何程ニ止ルヤ○銀行ト取引スルモノハ如何ナル事ニ注意スヘキヤ

第十九章

銀行ハ金錢と信用とを活動せしむるの業務ふして商業上の機關なり譬バ今日拂込を受けたる金ハ必しも明日これを使用もるものふのらも翌日支拂の手形ハ今日現金と爲もべのらば然るふ今不用の金のれバ銀行ふ至りて之を預け今日現金の入用あるときハ銀行ふ至りて手形の割引を求むべし然るとゝろハ預け人ハ第一盗難火災の患ひなく又銀行小切手を以て支拂を爲もときハ金錢を授受もるの煩勞を省き而

して多少の利子を收むるを得べし又現金入用者ハ手形の割引を求め得るときハ手形を所持もるも現金ふ異ふるなきを以て此銀行ふるものゝるゞ故ふ其金融を助け信用を滑らかならしむるの効益ハ擧げて數ふべからず其他銀行ふ於てハ土地家屋物品又ハ株券等を抵當として貸附もることあれども此のおときハ銀行ふ於て至急金錢の入用のるとき容易ふ其返還を得べきものふのらざるを以て銀行者正當の貸附法といふべからず手形の割引を以て尤も正當

の業務とせるなり而して銀行に於て貸附する所の期限は成るべく短期にあるをよしとせ又國立銀行條例に於ては一口の貸附金額は資本金總額の十分一を超過せべからざることを定められたり是皆銀行の資本は轉々周環して營業に澀滯を生ずることなく又危險を慎むにあるなり然るに我國の銀行は於て近來往々閉店の不幸を見るものあるは皆以上の諸件を慎まざるに依るものなれば銀行と取引せるものは銀行者は舉動營業上の視察を怠らざること肝要なり

第二十章

手形は商業取引上至利至便のものにして僅に一片紙を以て數萬圓の取引も容易にこれを辨ずることを得而してこれを請取るものも亦その支拂期日に先ち現金の入用あるときは他に就て割引を求むれば毫も現金に異なるなきを以て其取引を便ふし金融を助くる舉げて數ふべからず我政府に於ても曩に爲替手形約束手形條例を制定せられ爾來頗る實効を奏せるも

手形トハ如何ナルモノヲ○爲替手形トハ如何又其金額ノ制限ヲ示セ○爲替手形ノ種類ハ若干アリヤ且其種別ヲ示セ○各種ノ手形ノ期限ハ如何○支拂人ニ於テ手形ノ支拂ヲ爲サヽルトキハ如何ニスベキヤ○拒証書トハ如何且其處置ヲ説ケ○約束手形ハ如何

又其金額ノ制限ヲ示セ

の〻如し爲替手形とハ甲より乙ゟ宛て記載の金額を丙ゟ拂渡そべき旨を申送る証券なり其手形の金額ハ五圓以上ゟ限るものゟして其種類ハ一覽拂定期拂一覽後定期拂の三種にして一覽拂とハ呈示を受けたるとき直ゟ支拂ひ定期拂ハ手形ゟ定めたる期日ゟ支拂ふべきものゟして一覽後定期拂とハ一覽濟の日より起算し手形ゟ定めたる期日ゟ支拂ふべきものとす而して一覽拂及一覽後定期拂の手形を振出しの日附より三箇月以内ゟ呈示し又定期拂ハ振出

の日附より一覽後定期拂の期限ハ一覽濟の日より六箇月以内ゟ限るものとす尤も振出人を支拂人ゟ對し爲替資金を交付するの義務にハ勿論なり且手形の持主ハ支拂人ゟ向ひ其支拂を求むるとき支拂人これを拒むとハ支拂人より拒証書を要求し十五日以内ゟ振出人ゟ對し爲替手形の金額期限後の利子及拒証書并ゟ通知の費用を償還せしむると得べし以上の諸期限を怠るときハ總て要求の權を失ふものとす拒証書とハ手形ゟ附箋を爲して其支拂を

拒みたる所以及年月日を記し記名調印もべき成規なり若し支拂人ふ於て此拒証書を作ることを肯ぜず或ハ其住所分明ならざる等のこゝあるときハ所持人自ら其始末を記し郡區役所若くハ戸長役場の証印を受け拒証書ふ代用すべし約束手形とハ甲より乙ふ宛て記載の金額を支拂ふべき旨を約束したる証券ふり此手形ハ定期拂ふして金額廿五圓以上ふ限り他の手續ハ大概爲替手形ふ異なることなし而して此諸手形の効用ハ章首ふ示もぐおとく尤も大切のもけなもべ尚該條例ふ就き詳細ふ暗記もることと肝要なり

第二十一章

大藏省証券ハ政府の出納上一時便用の爲め發行せらるゝ証券ふして其條例ハ明治十七年始めて制定せられ爲るものふして証券の種類ハ百圓五百圓千圓五千圓壹萬圓の五種ふ別ち無記名定期拂ふして其期限ハ三箇月六箇月九箇月拂なり抑政府の歳入ハ地租酒税を始め其他の諸税とも一時ふ收入もるものふあらず又其支

大藏省証券ノ性質ハ如何且其種類支拂期限等ヲ示セ○此証券ノ發行ニ依リ官民ノ便利ハ如何○該証券ノ汚濊毀損又ハ亡失シタルトキハ如何スヘキヤ○此証券ノ支拂ノ請求スルニ付持主ノ注意スベキ最要點ヲ示セ

出ハ收入を待て後支拂ふべきものゝもあらざれバ國庫中或ハ空耗を告げ又或ハ空く儲藏をることゝなりて金融上官民共ゝ不便を感ぜるゝとあり故ゝ此証券を發行し証券を以て支拂を爲ものとれハ政府の便利ハ勿論其支拂を受くるものゝ之を所持もれば坐して利息を收むるを得而して此証券ハ其年度内の歳入を以て支拂もゝ短期の定期拂ふして何人ゝも授受賣買するを得るものなれバ若し現金の入用あれば直ゝ他ゝ到りて割引を求め得るゞ故ゝ毫も現

金ゝ異なるなく官民兩便の法といふべし而して該証券の仕拂引換等ゝ關もる事務ハ日本銀行本支店又ハ代理店ゝ於て取扱ふものゝゝ萬一汚涙毀損等なせしときハ猶豫なく同店ゝ到り引換を請求もるゝ勿論若しこれを亡失したるときは其事由并ゝ券面の金額仕拂期日記號番號及所有せしときの手續を詳記し同銀行本支店又ハ代理店を經て大藏省ゝ届出べし然るときゝ大藏大臣同証券の授受賣買引換及仕拂を差止めらるゝあり且又該証券ハ仕拂期日

ふ至らべ油斷ふく仕拂と請求もべし期日後た利子を付せざるハ勿論期日より滿六箇月を過ぎたるとたた一切仕拂と受くることを得ざる成規なり

第二十二章

證券印紙ハ總て財産の授受及契約の証明ふ用うるものなり若し此規則を犯し印紙を貼用せざるときハ更ふ公約の効ふきものとし裁判上無効のもりとふるべし總て證書帳簿ハ二類ふ別ち其第一類ハ送金手形賣買仕切書諸物品切

證券印紙ハ何ノ爲メニ用ウルカ之ヲ貼用セサレハ何ノ差支アリヤ○證書帳簿ニ何類アリヤ○其第一類ハ凡如何ナルモノニテ其稅額ハ如何○此諸証書ヲ通帳ト爲ストハ婚訣ノ稅額ナルヤ○第二類証書帳簿ノ稅率ノ慨異ヲ示セ○爲替手形約束手形尚爲替手形ノ印稅ハ如何○証書帳簿ノ印紙貼用ノ心得ヲ說ケ○說規則ニ觸レタルモノハ如何ナル罰ニ處セラルヽヤ

手、借地、借家證文、地所家屋預證文等金高の有無多寡ふ拘はらず大概壹錢の印稅ふして其異ふるものを擧ぐれば當坐預金引出小切手及委任狀ハ五厘金錢諸物品判取帳ハ一年以内一冊二十錢の印稅ふして營業ふ關もる送狀及請取書而して此諸証書を通帳となもときハ都て一年以内一冊壹錢の印紙を貼用もるふとなり第二類の證書帳簿ハ金高の多寡ふ隨ひ稅率の異なるものふして其内金錢の借用證文地所家屋諸

物品賣買證文金錢定期預證文金高記載ある諸物品借用及預證文并ふ金高記載ある諸般の契約証書等ハ壹圓以上四千圓以下ふ至るまで金高の多寡ふ隨ひ十八等ふ別ち壹錢より壹圓ふ至る印税を拂ふべきことふして右諸證書と通帳と爲せときハ其附込の見積金高百圓未滿ふれば四錢百圓以上なれば總て諸證書の税率ふ據るべきことふり又爲替手形約束手形荷爲替手形ハ金高五十圓未滿ハ壹錢五十圓以上二千圓以上ふ至るまでえ六等ふ別ち二錢より五十錢ふ至る印紙と貼用もべし尤も爲替手形約束手形ハ必ず手形用紙を用うべきものと知るべし又印紙ハ證書なれば差出人帳簿ふれば帳簿主ふ於て使用前ふ貼用し記名の下ふ押捺もる印と以て證書帳簿の紙面と印紙の彩紋とふ掛けて消印もべし若し此消印を爲さず又ハ他の印と以て消印し或ハ印紙と貼用すべき證書帳簿ふまれと貼用せも若くハ貼用不足するもの及手形用紙を用ゐず若くハ不足税の手形用紙を用ゐるものハ脱税高十倍より二十倍の科

料又ハ罰金ニ處せられ其證書帳簿を受取たるものも亦同科ニ處せらるゝあり尚該規則ニ就き其時々間違なきやう心掛くべし

第二十三章

商標とハ他の商品と我商品とを區別せんが爲めニ品物ニ附もる標識なり抑商標の功用ハ如何なるものぞといふニ第一同一の物ニても其製法の如何ニ依てハ人の好惡を異ニすべく價の廉不廉ニ依てハ人の信用ニ厚薄あるべし故ニ我商品の良製ニして價の不廉ならざるを人

商標ハ如何ナルモノゾ又其功用ハ如何〔商標ノ專用年限ハ如何〕〔專用權ヲ他人ニ侵奪セラレタルトキハ如何ニスヘキヤ〕

ニ示し以て倍我商品の信用を固くし販路を廣めんと欲もるものハ皆商標を利用もることなり又需用者ハ某店の某品ハ廉價ニして良品なると知るときハ一々物品を點檢するの勞なく安心してこれを買ひ求むるを得るが故ニ賣買雙方とも甚だ便益を得ることなり我國ニ於ても知らぞ識らず此主意ニ依りて夙ニ商標樣のものを用うるの習慣ハありたれども少しく聲價を世間ニ得て販路の廣まらんともるを觀れば他の狡猾商人ハ直ニ僞品ニ摸造の商標を附

け其信用を害そることゐを然れども條例の制定なき間い其弊を防遏そるの術なきを以て眞の良品を製して他の偽造者の爲ふ利を奪はれんよりい寧ろ勞せずして他の良品ふ模擬し人乃利を奪ふ如くぞと思ふより人々精製改良の念を絶ち却て固有の熟練技能を失ふの恐れありしが政府も此ふ察そる所ゐりて明治十七年商標條例を制定頒布して此權利を保護せられたり該條例ふ依て商標の專用權を得んと欲するものそ地方廳を經て農商務省ふ願出て同省の商標簿ふ登録を經るときい十五年間其商標を專用そるの權ありて若し他人より其專用權を侵されそるときいまれを告訴し并ふ損害の要償を爲そを得偽造者い夫々法律ふ依て處罰せらるゝこと〳〵ありたるを以て今後い商標主ふ於て其利益を損害せらるゝの恐れなけそバ商品の精製改良上著しく其歩を進むる所いらん但商品の精製改良ふ注意を加へぞ徒ふ商標を空用そることゐらい條例の趣旨ふ戻るのみならず却て惡評を招くの媒とふりて到底自家

の衰微たるべし慎まざるべけんや

第二十四章

人の世に在る農工商業相助け相待て其便用を
なすものなれども就中事物の發明を爲すもの
ほど世の開進を助くるもはいあらざるべし蓋
事物の發明を一朝一夕の事に成らざるべして人の
腦漿を勞し數年若しくは數十百年の後始めて
其成功を見るべきものなれば其便益の多少を
正く其人の才智勞力の多少に比準するものと
謂えざるを得ざるに若し其才智勞力を費し

専賣トハ如何ナルコトゾ○政府ニ於テ專賣權ヲ保護スルノ必要ヲ說ケ○專賣主ハ其專賣權ヲ侵サレタルキ如何ナル權利アリヤ○專賣ノ注意スベキ要點ヲ擧ケヨ

て有益の事物を發明するも其發明の當時より
これを僞造若くは竊用せらるゝときは發明者
は才智勞力の報酬を受くるを得ざる全く徒勞に
屬するが故に遂に發明改良を企るものなかる
べし是政府に於て專賣の權を發明者に與へて
其發明を保護するの必要なる所以なり專賣と
は發明者若くは發明者より其權を讓與された
るもの若干年月の間政府の特許を得て獨販賣
の權を專らにするを謂ふ〳〵て我政府に於ては
明治十八年七月より專賣特許條例を施行せら

れたり而して此特許を得たるものハ其專賣權を侵されたるとたハ之を告訴し幷ふ其損害要償の訴を爲すことを得る筈ふれども若し其發明品ふ專賣特許証の年月日及年限を標記せざるときハ要償の訴ハ爲すことを得ざるの法なるべよくく注意を怠るべからぞ我國ふ於ても版權免許ハ十數年前既ふ其條例の制定ありて著譯者を保護せられさると以て有益の著譯書續々梓ふ上り世の文化を補益しをること少からず專賣特許條例の制定ハ又他の發明人を奬勵して社會の面目を一新をるの日ゐるべし

郵便ノ書方ハ如何○郵便ニ幾種アリヤ其別ヲホセ○郵便各種ノ重量印税ヲ示セ○郵便物トナスベカラザル物品ノ大略ヲ擧ケヨ○書留郵便トハ如何別配達ハ如何又其手數料ハ各如何

第二十五章

郵便ハ其意を通じ其用を達するふ止るものなるべ務て無用の語を省き殊ふ他見を憚らざるの商用ハ大概葉書を用うべし又三種四種の郵便物を少しの不注意ゟり一種の取扱とさるゝなど已を損し兼て得意の氣を傷ふが如きこゝろあきを務めざるべからぞ郵便ふ四種ゐり第一書狀第二葉書及往復葉書第三毎月一回以上發行をる定時印刷物卽新聞雜誌類及其附録第四

書籍帳簿各種の印刷物寫眞書畫繪圖罫紙營業品の見本雛形等あり而して其印稅は第一種は重量二匁毎ふ二錢第二種は通常葉書は一枚一錢往復葉書は二錢第三種は一號一個は十六匁毎ふ一錢ふして二號又は二個以上を一束ふまるときは十六匁毎ふ二錢第四種は八匁毎ふ二錢の郵稅ふり然るふ若し第二種郵便物と他種の郵便物と合裝し又は稅額印面ふ文字を書し及表面ふ音信文を記載する等のことあるときは第一種郵便物として取扱をるゝふり又第三

種第四種郵便物ふは音信文暗號隱語等を筆書し又は封緘をべからず若しこれふ背くときは亦總て第一種郵便物とふして取扱はるべし又郵便局の承認を經ずして郵便物となすべからざるものは毒藥劇藥流動物爆發物燃燒腐敗し易き物孵化をべき物動植物及鋒刃器硝子器陶器等の損傷し易く又他の郵便物を損害をべき物品及風俗を害をべき文書畫圖寫眞及物品金銀寶玉及貨幣等あり若しこれふ背くときは二圓以上五十圓以下の罰金ふ處せらるゝふり又

大切の郵便物ハ書留ふするをよーとも書留郵便ハ其手數料とーて通常郵税の外六錢の印紙を貼用し郵便局若くハ郵便受取所ふ於てこを其扱人ふ手渡し受取証書を受領ーて後日乃證と爲をべし其他迅速を要する郵便ふハ別配達とて郵書を受取次第ふ別使を以て速ふ配達もるの法あり市内別配達料ハ東京京都及大坂を十錢其他の市街ハ六錢ふーて市外別配達料ハ配達の郵便局ゝり受取人の住所ふ至る路程ふ應し十八町毎ふ六錢ふを

官報ト私報ノ別ヲ問フ○電信ニ幾類アリヤ○各瀬ノ解ヲ問フ○一音信ハ幾字ゾ其料金ハ如何○一市内ノ音信ヲ問フ

第二十六章

電報ふ官報私報の別あり官報とハ各官廳の公信と云ひ私報とハ私事ふ關ーたる諸般の通信と云ふ而ーて此電報ふ通常電報、至急電報、追尾電報同文電報、照校電報、受信電報、返信料前納電報の七類ゆり通常電報ハ壹岐對馬の二國を除き國内を通ーて一音信卽片假名十字以内料金十五錢ふーを十字以内を加ふる毎ふ十錢づゝを增ーー市内ふ發著をる電報料を一音信金五錢十字以内を加ふる毎ふ三錢を增し住所姓名

い和文ハ限り字數ハ算入せざる規則なり至急電報とい通常電信ハ先ち傳送もるものハして追尾電報とい發信人ハ於て豫め受信人の轉居又い旅行等を知り其居所を追ふて傳送と托もるものなり其賴信紙ハい追尾もべき受信人の居所を逐次ハ記もべきものとに同文電報とも著信局を同くもる地方ハ住して居所を異ハもる數名へ同時ハ同文の電報を發するものを云ふ照校電報とは各局傳送の際全文を校正するものハして發信人ハ於て電報中字句の誤謬を豫防せんと欲もるときハこもを用うるなり受信電報とい受信人又い指定の郵便局ハ電報を配達したる時刻を發信人ハ報知するの電報ハして發信人ハ於て其正ハ受信人ハ到達せしや否やを知らんと欲もるときこれを用うるものなり又發信人ハ於て受信人ハり納むべき電信料を前納して返信を受けんと欲するとたい原信料三倍ハ超えざる料金を前納もるを得べしこれを返信料前納電報と云ふ

第二十七章

各種電報ノ料金ト略符ヲ示セ○局待トハ如何其略符ヲ示セ併セテ親展ノ略符ヲ問フ○濁音半濁音括弧ハ字數ニ算用セラルヽヤ○艦船ニ送ルベキ電信ハ如何

右諸電報の料金い郵便切手を貼用もるものふして至急電報以下い夫々賴信紙ふ略符號を記し電信の種類ふ隨て一定の料金を拂ふべし其略符(×)及料金(△)い左のおとし

至急電報△官報ハ通常料金ノ二倍私報ハ三倍×ウナ

追尾電報△追尾一回毎ニ原信料金ノ半額×チラ

改追尾電報×ナチ

同文電報△原信ヲ除タ外和文ハ一通毎ニ五錢×ヨム

照校電報△原信料ノ半額×ムニ

受信電報△和文ハ一音信ノ料金ヲ增ス×ニナ

返信料前納電報×ナツ

右の外發信人速ふ返信と望み發信局ふ在て六れと待つときい局待の略符號(ヤム)と記し又他人の披見と憚る電報い親展の略符號(ニカ)と記もべし其他受信人著信局より一里以外ふ在るときい郵便ふ付もるものい其郵稅別使配達と望むものハ(マツ)略符と記し九町毎ふ三錢の割合と以て前納し艦船ふ送るべき電報ハ艀船配達の略符(ハホ)と記し其料金二十錢と納むべし而して例ベ至急電報ふして照校電報とふ又

い照校電報と受信電報と爲ち等各類の電信と併用するい本人ハ隨意ゑり又濁點半濁點を付したる文字及括弧小括弧い二字ふ計算せらる總て電信い郵便ふ付もるの暇なき急用と達もるものなれバ其便利い云ゑん方ゑく國の文明い電線の延長ふ依て計るといふ位ゑきども隨て賃金の貴きものなれバ務めて無用の語と省くい勿論每々取引の繁き家ふい豫ねて暗號を打合せ置くこと必要なア尚外國への電信ハ別ふ電信萬國條例ゆり其書ふ就て見るべし

明治十九年八月四日　版權免許
仝　廿一年七月六日　印刷
仝　廿一年七月六日　訂正再版

著述兼發行者　大阪府東區伏見町三丁目廿四番地寄留　三原國一郎
發行兼印刷者　兵庫縣神戸區元町五丁目二十三番屋敷　船井政太郎
發兌書林　大阪府東區備後町四丁目七十八番屋敷　吉岡平助